

施策目標	項目	取組の方向性	取組み項目	方針	取組の特色				取組内容	関連事務事業	(参考)		
					子どもが主体となつて進めることを目指す取組	市民が主体となつて進めることを目指す取組	特に市民と行政が協働して進めることを目指す取組	貧困(示し方は別途検討)に関連する取組			これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部署方針(事業ごとの判断)	
施策目標1 子どもの権利を尊重します	(1) 子どもの権利の尊重	①子どもの権利についての広報・啓発の充実	1 子どもの権利の広報・啓発	継続	●	●			子どもの権利を尊重し、かつ子どもの最善の利益を考慮したまちづくりを実現するため、リーフレットの作成や講座の開催など、広報・啓発活動を推進します。また、子ども自ら「こどもの権利」を学習する機会に関する活動を推進します。	・夢育て・たちかわ子ども21プランの推進(事業実施関連)	子ども向けの子どもの権利学習の推進：学校教育・社会教育の両方で実施する。中高生世代が小学生世代向けの講座を実施する。虐待について学ぶ機会を設ける。	継続	
			39 (再掲) 学校における人権教育の実施	継続					人権教育研究校などを設置し、子どもの権利を踏まえた、学校における人権教育の取組を進めます。	・人権教育の推進		継続	
		②子ども自身からの相談に対応できる体制の整備	48 (再掲) 学校における相談体制の確保	継続				●	学校支援員ハートフルフレンドやスクールカウンセラー制度を活用し、学校において、子どもたちが相談しやすい環境を確保します。あわせて、相談先の周知を図ります。	・教育事業事務(教育支援事業) →ハートフルフレンド	スクールソーシャルワーカーへの申告を子どもや保護者から連絡を取れるようにする	継続	
			49 (再掲) 子ども自身も利用しやすい教育相談の実現	継続				●	教育相談を充実し、子ども自身からの相談にも応じやすくします。	・教育相談		継続	
			2 子どもの人権SOSミニレターの配布	継続					「子どもの人権SOSミニレター」を子どもたちに配布することにより、人権擁護委員を知らせ、子ども自身の相談につなげます。	・人権擁護委員事務局		継続	
			3 子ども向けの消費生活相談の実現	継続					消費生活相談を拡充して、トラブルに巻き込まれた子ども自身からの相談にも応じやすくするとともに、消費者問題への意識啓発を進めます。	・消費生活講座事業		継続	
			4 チャイルドラインなどの支援	継続		●			チャイルドラインなど、子どもたちの声を受け止め、一緒に考える市民団体の取組を支援します。	・夢育て・たちかわ子ども21プランの推進(事業実施関連)		継続	
			5 子どもからの権利保護・救済に関する相談窓口の設置	調整中					●	子どもの権利保護・救済に関する相談窓口を設け、子ども自身からの相談にも応じやすくするとともに、関係機関が連携して、子どもに配慮した救済手段の提供に努めます。	・子ども家庭総合相談事業	オンブズパーソンの設置	調整中
			③児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応	6 子ども支援ネットワークによる児童虐待の未然防止・早期発見	充実				●	●	子ども支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を活用し、幼稚園や保育園、児童館、学童保育所、小・中学校、医療機関などの関係機関のほか、民生委員・児童委員や保護司など、地域において活動している方々と連携して情報の共有に努めます。また、児童虐待への理解促進に向けて周知啓発を行うとともに、家庭訪問などの見守りを通して、児童虐待の防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。	・子ども家庭総合相談事業	
		7 【No.6と統合】(オレンジリボンダイヤルの周知)		統合						児童虐待に関する相談や通告を受け付けるオレンジリボンダイヤルを周知し、寄せられた情報をもとに、迅速に子どもの安全を確保します。また、児童虐待防止マニュアル等を市民に周知し、その活用を呼びかけます。	・子ども家庭総合相談事業		継続
		47 (再掲) いじめの防止と早期発見・早期対応		継続						いじめ防止条例に基づき、子ども、保護者、市民及び事業者等に対し、いじめの防止等に関する広報及び啓発に取り組みます。また、いじめの早期発見・早期対応のために、実態の把握に努めるとともに、連絡・相談体制を整備します。	・教育事業事務(教育支援事業) ・ハートフルフレンド ・教育相談		継続
		④子どもの意見表明と参加の機会の創出	8 【No.10と統合】(子ども委員会の設置)	統合	●					子ども委員会などを組織し、自分の意見や思いを、おとなや同世代に発信する機会をつくります。	・子ども委員会運営	若者会議の設置(新設取組として提案頂いたが既存取組に入れる形かどうか)	その他
			9 中学生の主張大会の開催	継続	●	●				市内の中学生が、日常生活の中において考えていることや経験したことを広く社会に訴えることにより、子どもたちの自立心や社会性を育むとともに、中学生の意識に対するおとなの理解と関心を高めることをねらいとして、「中学生の主張大会」を開催します。	・青少年健全育成事業		継続
			10 子どもが市政等に関する意見を表明する機会の検討提供	継続	●					子どもが市政等について意見を表明する場として、中学生・高校生向け若者世代対象のタウンミーティングや子ども議会などの開催を検討し子ども委員会などを実施します。また、市ホームページ等により、市政等について、子どもにもわかりやすく伝わるように努めます。	・タウンミーティング開催事務 ・ホームページ運営事業 ・子ども委員会運営		継続
			11 計画や施設運営に関する子どもの意見の反映	継続	●					子どもに関する施策や環境問題、自転車対策、公園整備など、世代間で合意形成が必要な分野においては、子どもの意見が反映されるよう、検討組織等への子どもの参画のしくみを検討します。また、図書館や地域学習館、公園などの公共施設の運営等に関する検討においても、子どもの意見の反映に努めます。	→自転車等対策(自転車等駐車対策協議会) →環境啓発事業 →公園整備事業 ・地域学習館維持管理 ・図書館事業管理運営		継続
			12 公共の課題に子どもとおとなが一緒に取り組む機会の設定	継続	●	●				学校や地域と連携し、ごみの減量と分別・3R(1)、美化清掃、環境保全などについて、子どもとおとなと一緒に考え、検討・行動する機会を設定します。	・環境啓発事業 ・ごみ減量の推進	子どもと共に「なにが貧困であると思うか」といった社会的課題の話合いを実施する	継続
			13 子どもの意見を反映した児童館の運営	継続	●					児童館の利用について、子どもたちの視点や意見を取り入れるとともに、子どもたちが達成感を味わい、チャレンジする気持ちを高めるため、子ども自身が行事を企画・運営する機会を提供します。あわせて、 <u>今後は子どもの生活を支援する取り組みについても検討します。</u>	・児童館民間運営事業	児童館にチャレンジ賞付事業や各種奨学金、こども食堂などのコーナーをつくる	継続

施策目標	項目	取組の方向性	取組み項目	方針	取組の特色				取組内容	関連事務事業	(参考)	
					子どもが主体となつて進めることを目指す取組	市民が主体となつて進めることを目指す取組	特に市民と行政が協働して進めることを目指す取組	貧困(示し方は別途検討)に関連する取組			これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部署方針(事業ごとの判断)
施策目標2 ひとりひとりに応じた「子育て」を支援します	(1) 地域における子ども居場所づくり	①安心して集える地域の遊び場や居場所づくり	14 子どもの遊びを応援する市民活動の支援	継続	●	●			「プレーパークなど」子どもの自由な遊びや「やってみよう」を応援する地域の活動を支援します。 <u>また、遊びながら、大切なことを学ぶ機会の確保を図ります。</u>	・夢育て・たちかわ子ども21プランの推進(事業実施関連) ・放課後居場所づくり事業	子どもの権利の視点から、居場所にかかわる支援者への研修を行う ・支援が必要な子どもがいた場合にどこへつなげばいいかを助言する機関をつくる(オンブズ?) ・貧困に関する情報提供コーナーを設ける ・プレイパークの開設	継続
			15 中学生・高校生の居場所づくり	継続	●			●	児童館などの既存施設を活用し、中学生・高校生の意見も聞きながら、気軽に集える居場所づくりを進めるとともに、自発的な活動を支援します。	児童館民間運営事業		継続
			16 放課後子ども教室や地域居場所づくり事業の展開	継続	●	●		●	地域のおとなの参画を得て、学校等を利用して行う放課後子ども教室など、放課後や週末に子どもたちと行う学習、スポーツ・文化、地域交流活動を支援します。	放課後居場所づくり事業		継続
			105 (再掲) 新・放課後子ども総合プランの推進	継続					すべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や教育と福祉の連携方策等を検討するとともに、学童保育所及び放課後子ども教室について、連携又は一体的な取組を視野に入れ、計画的に整備します。	・学童保育所管理運営 ・児童館民間運営事業 ・放課後居場所づくり事業		継続
			17 児童館と地域との連携	継続			●		児童館において、地域の子どもの関わる団体等と連携・協力し、地域の青少年健全育成活動や子ども会、地域まつりへの参加等、子どもの育成活動を展開します。	・児童館民間運営事業		継続
		18 文化やスポーツの体験機会の提供	継続	●				子どもを対象とした講座やスポーツ教室、文化推進事業、ワークショップなどを開催し、自然や科学、歴史、文化・芸術、スポーツを体験する機会を <u>拡充提供</u> します。	・文化行政の推進事務 ・立川市地域文化振興財団事業 ・子ども未来センター管理運営事務 ・市民会館管理運営事務 ・スポーツ普及奨励活動事業 ・各種スポーツ関連教室の開催 ・子ども対象事業 ・歴史・民俗普及活動事業	継続		
	(2) 青少年の育成・支援	①思春期保健対策や相談体制の充実	22 思春期保健対策や相談体制の充実	充実					自分の身体や健康に関心を持ち、自らを大切にすることを育むとともに、望まない妊娠や性感染症を防ぐため、 <u>子どもの発達に対応した性に対する</u> 正しい理解を含む健康教育を進めます。また、人権教育において、思春期・青年期における交際相手からの暴力の防止を啓発します。	・男女平等参画推進事業(たちかわ男女平等フォーラムほか) ・教育研究事務	・成長に応じた性教育 ・健康教育を保健教育にしてほしい	継続
			23 喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する啓発	継続			●		喫煙・飲酒・薬物乱用に関する予防教育を充実するとともに、関係諸機関・団体と連携し、防止を目的としたキャンペーンや講座などを実施します。	・保健衛生関連負担金・補助金 ・青少年健全育成推進事業 ・教育研究事務 ・子ども対象事業	継続	
			41 (再掲) 情報教育の推進	継続					ICT機器を活用した教育を推進するとともに、個人情報の保護や著作権の尊重、危険回避の方法など、情報モラル教育やメディア・リテラシー教育(情報を適切に選択し活用する能力の育成)を推進します。	・小学校普通教育振興(教育用コンピュータ整備事業) ・中学校普通教育振興(教育用コンピュータ整備事業) ・教育研究事務	継続	
			48 (再掲) 学校における相談体制の確保	継続			●		ハートフルフレンドやスクールカウンセラー制度を活用し、学校において、子どもたちが相談しやすい環境を確保します。	・教育事業事務(教育支援事業) ・ハートフルフレンド	継続	
			24 乳幼児期からの食育と家庭に向けた啓発	継続					ババママ学級や乳幼児健康診査などを通じ、乳幼児期からの食育を推進します。また、保育園等においては、栄養計画を毎年策定し、食に関する体験機会を提供するとともに、家庭に向けたおたより等により、食の重要性を啓発します。	・公立保育所運営(保育所運営) ・母子保健指導事業	継続	
			40 (再掲) 小・中学校における食教育事業の推進	充実					子どもたちが望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けるよう、小・中学校の給食を通じて「食教育事業」を推進します。	・食教育支援指導事業	子ども自身が簡単な自炊ができるように子ども参加型で食育を行う	充実
	②成長に応じた食育の推進	25 保育園や学校における食物アレルギーへの対応	継続					食物アレルギーのある子どもが、保育園等や学校において安心して過ごせるよう、医師の診断のもと、保護者と保育士や教員、栄養士、調理担当者等が十分連携して対応します。また、教員等を対象としたアレルギー対応研修などを進めます。	・公立保育所運営(保育所運営) ・学校給食における食物アレルギー対応	継続		
		26 地域における食育の推進	継続			●		子どもとおとなが共に食への理解を深めるため、関係団体等と連携して、食事づくりなどの体験型事業を実施するとともに、農作物の収穫体験を通じて、地産地消や市内の農業の大切さを伝えます。	・消費生活講座事業 ・緑育・食育推進事業 ・地域市民との交流畑事業 ・子ども対象事業	子ども自身が簡単な自炊ができるように子ども参加型で食育を行う	継続	

施策目標	項目	取組の方向性	取組み項目	方針	取組の特色				取組内容	関連事務事業	(参考)		
					子どもが主体となつて進めることを目指す取組	市民が主体となることを目指す取組	特に市民と行政が協働して進めることを目指す取組	貧困(示し方は別途検討)に関連する取組			これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部署方針(事業ごとの判断)	
③将来に備えた社会性や自立心の育成			27 乳幼児と触れ合う機会の充実	継続			●		生命の大切さや子育ての楽しさを体感するため、幼稚園や保育園における育児体験学習を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育事業事務(特色ある学校づくり事業) ・公立保育所運営(保育所運営) 		継続	
			28 職業体験の機会の拡大	継続	●		●		将来に向けた職業観を養うため、地域の事業者の協力により、工場見学や職場体験・職業体験の機会を増やします。	<ul style="list-style-type: none"> →地域ものづくり力発見事業→廃止 ・教育事業事務(特色ある学校づくり事業) ・子ども対象事業 	不登校の児童生徒に対する職場体験機会の拡大	継続	
			29 ボランティア体験の機会の拡大	継続	●		●		福祉施設などにおいて、年齢に応じたボランティア体験の機会を広げます。また、市施設等においては、子どもボランティアを積極的に受け入れます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ボランティア等活用(指導課) ・地域ボランティア等活用(協働推進課) ・子育てひろば事業 ・児童館民間運営事業 ・公立保育所運営(保育所運営) 	不登校の児童生徒に対するボランティア機会の拡大	継続	
			30 地域における青少年健全育成活動の推進	継続			●		青少年健全育成地区委員会などの地域団体や学校との連携を通じて、地域全体により、青少年の健全育成に取り組むことができるように支援します。また、子どもや子育て家庭を見守る民生委員・児童委員の活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年問題協議会運営 ・青少年健全育成推進事業 ・民生委員等関連事業 		継続	
			31 子ども会活動の振興	継続	●		●		体験活動や社会奉仕活動、異年齢交流などを通じて、子どもたちを健全に育成するため、子ども会等を支援します。また、子ども会連合会と連携して、指導者や育成者の発掘・養成、子ども会活動のPR、新規会員の加入促進に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども育成活動事業 		継続	
			32 青少年の非行や犯罪の防止	継続			●	●	非行や犯罪の防止を推進する更生福祉協力員の活動を支援します。また、学校教育と社会教育の連携による非行防止や更正への理解を啓発する活動、社会を明るくする運動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・更生福祉協力員事務 ・社会を明るくする運動 		継続	
	④子どもが安心して暮らすことができる環境づくり			33 交通安全対策の実施	継続			●	学校やPTA、警察等が連携し、自転車安全運転免許交付事業や交通安全教室を実施するとともに、交通安全啓発教材や黄色い帽子などを配付する。また、通学路の安全を確保するため、安全点検の実施や歩道の拡幅、交通安全施設の設置に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全対策支援(交通安全啓発活動) ・細街路拡幅整備事業 ・交通安全施設管理運営 ・交通安全施設設置 ・子どもの安全安心事務 		継続	
				34 地域における防犯活動の推進	継続		●	●		犯罪被害等から子どもを守るため、 <u>安全教育に努めるとともに、防犯ブザーの貸与や見守りメールの配信などに取り組めます。</u> 地域の防犯意識の高揚を図るほか、地域の市民によるパトロール活動や子ども110番事業、あいさつ運動を支援します。また、 <u>青少年問題協議会や青少年補導連絡会などにおいて、関係機関・団体との情報交換や連携を進めます。小・中学校や保育園など、子どもが利用する施設の防犯設備を整備し、緊急時に備えます。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の安全・安心推進事業 ・青少年健全育成推進事業 ・青少年問題協議会運営 ・施設型給付事務 ・公立保育所運営(保育所運営) →小学校維持管理 →中学校維持管理 ・子どもの安全安心事務 		継続
				35 【No.34と統合】 (不審者対策の強化)	統合					セーフティ教室や防犯訓練など、安全教育に努めるとともに、防犯ブザーの貸与や見守りメールの配信、青色防犯パトロールなどに取り組めます。また、小・中学校や保育園など、子どもが利用する施設の防犯設備を整備し、緊急時に備えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の安全・安心推進事業 ・施設型給付事務 ・公立保育所運営(保育所運営) ・小学校維持管理 ・中学校維持管理 ・子どもの安全安心事務 		継続
				53 (再掲) 安心して学習できる学校の環境づくり	継続					児童・生徒に安全なインターネット利用環境を提供するため、小・中学校のコンピュータにフィルタリング(有害サイトアクセス制限)をかけます。また、シックスクール(学校におけるシックハウス症候群)対策として、化学物質調査を定期的に実施するとともに、 <u>バリアフリーや施設改修や備品購入の際には、材質等に配慮します。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校施設改修事業 ・保全計画に基づく小学校施設改修事業 ・中学校施設改修事業 ・中学校施設改修事業 ・保全計画に基づく中学校施設改修事業 ・小学校普通教育振興(教育用コンピュータ整備事業) ・中学校普通教育振興(教育用コンピュータ整備事業) 		継続
				36 災害時の安全確保	充実	●		●		家庭・学校・地域が連携して、計画的・体系的に、学校等における防災教育を実施するとともに、立川防災館等を活用した体験訓練の機会を確保します。 <u>また、子どもが防災の関心を高めることができるよう、子ども主体の防災の取り組みを進めます。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練推進事業(地域防災訓練の推進) 	子ども主体の防災への取り組み：防災キャンプ、机上避難訓練など子どもが企画から参加する防災への取り組みを行う。	充実

施策目標	項目	取組の方向性	取組み項目	方針	取組の特色				取組内容	関連事務事業	(参考) これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部署 方針 (事業ごとの 判断)		
					子どもが主体となつて進めることを目指す取組	市民が主体となつて進めることを目指す取組	特に市民と行政が協働して進めることを目指す取組	貧困(示し方は別途検討)に関連する取組						
施策目標3 ひとりひとりに応じた学びを支援します	(1) “生きる力”を育む教育の推進	①子どもの意欲を大切にしたい学校教育の推進	37 確かな学力の定着	継続					少人数指導やチームティーチングの実施により、学習支援員の配置など、習熟度や教科の特性に応じた指導を行うとともに学習支援員による補習授業を実施します。また、教員研修や教育研究の充実により、教員の指導力・資質の向上を目指します。	・学力向上事務(少人数指導臨時指導員、外国語指導助手) ・教育事業事務(科学教育センター事業) ・教育研究事務		継続		
			38 多様な教育活動の推進	充実					国や東京都、市の研究校の指定制度などを活用し、知・徳・体に関する指導の充実や特色ある教育活動に取り組みます。また、地域の実情を踏まえ、国際理解教育や環境教育、立川市民化を軸中心にキャリア教育等を推進します。さらに、地域の自然や文化について学ぶ機会を設け、郷土への愛着を育み理解を促します。	・教育事業事務(特色ある学校づくり事業) →学力向上事務(外国語指導助手)→充実		充実		
			39 学校における人権教育の実施	継続					人権教育研究校などを設置し、子どもの権利を踏まえた、学校における人権教育の取組を進めます。	人権教育の推進			継続	
			40 小・中学校における食教育事業の推進	充実					子どもたちが望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けるよう、小・中学校の給食を通じた「食教育事業」を推進します。	食教育支援指導事業			充実	
			41 情報教育の推進	継続					ICT機器を活用した教育を推進するとともに、個人情報の保護や著作権の尊重、危険回避の方法など、情報モラル教育やメディア・リテラシー教育(情報を適切に選択し活用する能力の育成)を推進します。	→小学校普通教育振興(教育用コンピュータ整備事業) →中学校普通教育振興(教育用コンピュータ整備事業) ・教育研究事務			継続	
			42 読書活動の推進	継続					学校図書館と地域の図書館が連携して、子どもたちの読書活動を推進するとともに、調べ学習や知的好奇心を満たす活動を支援します。	・小学校普通教育振興(学校図書館管理運営事務) ・中学校普通教育振興(学校図書館管理運営事務) ・教育事業事務(学校図書館支援指導員設置事業) ・教育研究事務 ・子どもの読書活動の推進			継続	
			43 学校における文化・芸術活動や郷土学習の推進	継続					文化・芸術に触れる体験や文化・芸術活動の発表の機会を充実することにより、豊かな感性や情操を育みます。また、地域の自然や文化について学ぶ機会を設け、郷土への愛着を育み理解を促します。	・諸行事運営 ・教育事業事務(特色ある学校づくり事業)			継続	
			②細やかな教育支援と計画的な教育環境の整備			44 特別支援教育における相談体制の強化	継続				丁寧な就学相談を実施するとともに、巡回相談や専門家の派遣を通して、学校に対する指導・助言や保護者への相談対応・支援を強化します。	・特別支援教育の推進 ・就学相談 ・教育相談	「合理的配慮」の理解・啓発	継続
						45 学校における特別支援教育の体制づくり	充実				特別支援学級の整備や特別支援教育コーディネーター・校内委員会の充実、特別支援教育支援員の活用、個別的教育支援計画・指導計画の作成、特別支援学校との連携など、特別支援教育を行うための校内の体制づくりを進めます。	・特別支援教育の推進 ・小学校特別支援教育振興 ・中学校特別支援教育振興		充実
						46 特別支援教育の理解・啓発	充実				特別支援学級との交流や共同学習に取り組むとともに、特別支援学校在籍者の副籍制度に対する理解を促し、交流教育を進めます。また、児童・生徒や保護者、地域の関係機関、市民等の間に、特別支援教育に対する理解を広げる取組を進めます。	・特別支援教育の推進 ・小学校特別支援教育振興 ・中学校特別支援教育振興		充実
	118 (再掲) 就学前から就学後までの情報共有のしくみづくり	継続							就学支援シートや保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録等の活用を進め、特別な支援が必要な児童について、保育園・幼稚園等と小学校との情報共有と連携を強化します。また、小学校から中学校への円滑な引継ぎのしくみを検討します。	・特別支援教育の推進 ・就学相談 ・私立幼稚園指導監督 ・施設型給付事務 ・公立保育所運営(保育所運営)		継続		
	47 いじめの防止と早期発見・早期対応	継続							いじめ防止条例に基づき、子ども、保護者、市民及び事業者等に対し、いじめの防止等に関する広報及び啓発に取り組みます。また、いじめの早期発見・早期対応のために、実態の把握に努めるとともに、連絡・相談体制を整備します。	・教育事業事務(教育支援事業) →ハートフルフレンド ・教育相談		継続		
	48 学校における相談体制の確保	継続							● 学校支援員ハートフルフレンドやスクールカウンセラー制度を活用し、学校において、子どもたちが相談しやすい環境を確保します。あわせて、相談先の周知を図ります。	・教育事業事務(教育支援事業) →ハートフルフレンド	相談項目として貧困を含むことを、子どもが分かる形で広報する。学校における相談や教育相談は、学校だけで抱えられない場合は福祉事務所など適切な機関と連携する。	継続		
	49 子ども自身も利用しやすい教育相談の実現	継続							● 教育相談を充実し、子ども自身からの相談にも応じやすくします。	教育相談		継続		
	50 不登校等の児童・生徒への支援体制の強化	継続							教育相談員や適応指導教室、スクールカウンセラー、学校支援員ハートフルフレンド、スクールソーシャルワーカー、学校・学級特別指導員、家庭と子供の支援員等の協力のもと、学校が、家庭や地域と連携して、児童・生徒が抱えるいじめや不登校などの多様な課題に対応します。	・教育事業事務(教育支援事業、スクールソーシャルワーカー活用事業ほか) →ハートフルフレンド ・適応指導教室事業 ・教育相談	不登校の児童生徒に対する職場体験機会の拡大 不登校の児童生徒に対するボランティア機会の拡大	継続		
	51 適応指導教室における不登校の児童・生徒に対する支援	継続				何らかの理由により学校生活になじめない児童・生徒のために、適応指導教室として、小学生の「おおぞら」と中学生の「たまがわ」を開級実施します。学校や家庭と連携し、カウンセリングや教科学習、体験活動等を通じて、本人の意思を尊重しながら、学校原籍校復帰を支援します。	・適応指導教室事業		継続					
	52 学校施設等の整備 NO.53と統合	統合				子どもの学びと生活の場であるとともに、災害時には第1次避難所となる小・中学校について、保全計画に基づく計画的な改修とバリアフリー化等の環境整備を進めます。	→保全計画に基づく小学校施設改修事業 →保全計画に基づく中学校施設改修事業		継続					
	53 安心して学習できる学校の環境づくり	継続				児童・生徒に安全なインターネット利用環境を提供するため、小・中学校のコンピュータにフィルタリング(有害サイトアクセス制限)をかけます。また、シックスクール(学校におけるシックハウス症候群)対策として、化学物質調査を定期的実施するとともに、バリアフリーや施設改修や備品購入の際には、材質等環境に配慮します。	・小学校施設改修事業 ・小学校施設営繕 ・保全計画に基づく小学校施設改修事業 ・中学校施設改修事業 ・中学校施設営繕 ・保全計画に基づく中学校施設改修事業 ・小学校普通教育振興(教育用コンピュータ整備事業) ・中学校普通教育振興(教育用コンピュータ整備事業)		継続					

施策目標	項目	取組の方向性	取組み項目	方針	取組の特色			取組内容	関連事務事業	(参考)			
					子どもが主体となつて進めることを目指す取組	市民が主体となつて進めることを目指す取組	特に市民と行政が協働して進めることを目指す取組			貧困(示し方は別途検討)に関連する取組	これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部署方針(事業ごとの判断)	
(2) 地域との連携による学校づくり	① 地域による学校支援の充実	① 地域による学校支援の充実	54 地域ボランティアの活用	継続	●	●	●	学校において地域の教育力を生かすため、保護者や地域の中から学校支援ボランティアを募り、生活や学習の支援、部活動の指導、環境整備、登下校時の見守りなどにおける活用を進めます。また、ボランティアの育成・登録や学校との調整など、活用のしくみづくりを進めるとともに、 <u>放課後児童クラブと学校との連携を強化します。</u>	<ul style="list-style-type: none"> 地域ボランティア等活用 教育事業事務(中学校部活動支援事業、教育支援事業) 学校支援ボランティア事業 生涯学習市民リーダー登録制度事務 	放課後児童クラブと学校との連携：学童と学校とで情報を共有する場をつくることで虐待対応や貧困対応が可能となる	継続		
			55 大学と連携した学校支援	継続		●		学校において、大学生の活力と行動力を生かすため、近隣の大学と連携した学生インターンシップ事業を拡充するとともに、学生ボランティアによる学習支援や心理学・教育学専攻の大学院生による相談支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 教育事業事務(教育支援事業) ハートフルフレンド 		継続		
			56 幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校の連携	継続					幼稚園教諭や保育士、学校教員が教育内容を相互に理解し、幼稚園・保育園と小学校の子ども同士が交流する機会を設け、就学前と小学校の教育の円滑な接続を進めます。また、小・中学校についても、相互の情報交換と交流を通じ、円滑な接続を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究事務 教育事業事務(特色ある学校づくり事業) 就学相談 私立幼稚園指導監督 施設型給付事務 公立保育所運営(保育所運営) 		継続	
			② 開かれた学校づくり	② 開かれた学校づくり	57 コミュニティ・スクールによる地域参画の学校運営	継続			●	学校の教育目標や計画、地域との連携の進め方などについて、学校評議員運営協議会委員の意見を取り入れ、家庭や地域が参画する特色ある教育活動を展開します。 <u>また、関係機関と調整しながら協議会に子どもが参加する手法についても検討を進めます。</u> 地域住民や保護者が参画した学校運営協議会による熟議を重ね、地域の特色を生かした子応援づくりを進め、子どもたちの豊かな成長を支えていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究事務(学校評議員) 地域学校連携事業 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評議員制度(地域運営学校)への子ども参加を実施する(※法的には可能) すでに学校運営連絡協議会に変更になっている 	継続
					58 学校評価による地域の意向を踏まえた学校運営	継続	●		●	学校運営の状況について、教職員による自己評価、保護者や児童・生徒、地域の市民等による外部アンケート、学校評議員運営協議会委員による外部評価を実施し、教育活動の改善に反映させます。	教育研究事務(学校評議員)		継続
					59 学校の運営状況等に関する積極的な情報提供	継続					ホームページ等において、学校の教育活動に関する情報を広く発信するとともに、学校公開や立川教育フォーラムを開催し、学校の運営等に関する地域の理解と連携を深めます。	<ul style="list-style-type: none"> 教育情報紙発行事務 教育事業事務(教育支援事業) 	
	60 児童・生徒の自主的な取組の支援	継続			●				<u>校内や地域の課題の解決に向け、児童会・生徒会活動など、児童・生徒の立場から自発的・自治的に取り組む活動を支援し、学校生活の改善や充実を進めます。</u>	<ul style="list-style-type: none"> 教育事業事務(特色ある学校づくり事業) 		継続	
	③ 学校施設の多様な活用	③ 学校施設の多様な活用	61 学校施設の多様な活用柔軟な利用の促進	継続				子どもたちや地域の市民によるボランティア活動、生涯学習活動、多世代交流など、多様な活動の拠点として学校施設が利用できるよう、柔軟に対応します。	<ul style="list-style-type: none"> 小学校維持管理 中学校維持管理 		継続		
			62 学校の地域開放の促進	継続	●		●	夜間・休日の校庭・体育館等を地域に開放するほか、学校教育に支障がない範囲において、地域の行事や催しなど、地域の実情やニーズに応じた積極的な活用を促進します。また、学校が有する人材・施設設備・教材等の教育機能を活用して、公開授業や講座を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 青少年健全育成推進事業 小学校維持管理 中学校維持管理 教育事業事務(特色ある学校づくり事業) 学校開放事業 		継続		
			63 学校施設を活用した居場所づくり	継続					余裕教室等の学校施設について、学童保育所や放課後子ども教室など、放課後や休日、長期休業中の子どもたちの安全で快適な居場所として、有効活用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 学童保育所管理運営 放課後居場所づくり事業 小学校維持管理 中学校維持管理 		継続	
			64 校舎内におけるくつろぎスペースなどの設置	継続	●			●	小・中学校の施設改修時には、子どもたちの意見を取り入れ、校舎内に友だち同士が <u>くつろげ、かつ必要な情報を取得できる</u> スペースなどの設置を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 保全計画に基づく小学校施設改修事業 保全計画に基づく中学校施設改修事業 	くつろぎスペースに通信制高校や奨学金、チャレンジ貸付事業等の情報提供スペースを設置する	継続	

施策目標	項目	取組の方向性	取組み項目	方針	取組の特色			取組内容	関連事務事業	(参考)			
					子どもが主体となつて進めることを目指す取組	市民が主体となることを目指す取組	特に市民と行政が協働して進めることを目指す取組			貧困(示し方は別途検討)に関連する取組	これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部署方針(事業ごとの判断)	
施策目標4 ひとつひとつの家庭に応じた「子育て」を支援します	(1) 母と子どもの健康支援	①母子保健サービスの充実	65 妊婦健診や保険指導による母の健康支援	継続				● 妊婦健康診査をはじめ、各種健康診査の受診を促進するとともに、個別の支援を必要とする妊産婦に対する保健指導を進めます。—[妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、妊婦精密健康診査、産婦健康診査、妊産婦保健指導、妊産婦訪問指導]	・妊産婦健康診査事業 ・母子保健指導事業 ・口腔衛生事業(妊婦歯科健診)		継続		
			66 母子健康手帳を通じた育児支援	継続				● 母子健康手帳の交付時に、妊娠・出産・育児に関する制度や行政サービスの情報を適切に提供し、それらの利用につなげます。また、出産時から就学後までの一貫した子どもの健康管理のため、 <u>必要な情報を参照できるように</u> 母子健康手帳の活用方法を検討します。	・母子保健指導事業 ・学校運営支援事務 ・児童保健衛生 ・生徒保健衛生	母子保健手帳への子どもの権利条約の掲載	継続		
			67 パパママ学級等の開催	継続					● 妊娠期の不安を解消するとともに、妊婦同士の交流の機会を提供し、両親による子育てを促す機会を提供するため、パパママ学級を開催します。また、保育園等において、プレパパ・プレママ向けの体験保育などを実施します。	・母子保健指導事業 ・公立保育所運営(保育所運営)		継続	
			68 こんにちは赤ちゃん(乳児家庭全戸訪問)事業等の取組	継続				● 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援の情報提供をはじめ、さまざまな相談に対応するとともに、支援が必要な家庭については、適切なサービスの提供につなげます。民生委員・児童委員の同行など、地域との連携も検討します。	・こんにちは赤ちゃん事業 ・母子保健指導事業		継続		
			69 乳幼児健診等を通じた子どもの健康支援	継続				● 乳幼児健康診査や各種相談を通じ、乳幼児の健康保持を支援します。健診未受診児の把握に努め、電話や訪問等により受診を促すとともに、支援が必要な家庭や保護が必要な乳幼児の発見に取り組みます。また、所在が確認できない未受診児については、子ども支援ネットワークを活用し、その所在の確認に努めます。[3~4か月児健康診査、6~7か月児健康診査、9~10か月児精密健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、新生児等聴覚検査、乳幼児経過観察健康診査、乳幼児発達健康診査、3歳児経過観察健康診査(心理)、乳幼児精密健康診査、乳幼児健康指導、親と子の健康相談、個別成長相談]	・乳幼児健康診査事業 ・新生児等聴覚検査事業 ・乳幼児精密健康診査事業 ・母子保健指導事業 ・保健師地区活動 ・子ども家庭総合相談事業		継続		
			70 産前・産後の妊産婦への支援	継続				● 産前・産後の時期は、精神的に不安定になりやすく、身体的にも負担がかかるため、育児支援ヘルパーモデル事業を 充実実施 するとともに、さらなる支援が必要な妊産婦等を対象としたショートステイ事業の導入を検討します。	・子育てひろば事業 ・育児支援ヘルパー事業 ・母子保健指導事業		継続		
			71 生活リズムの重要性を学ぶ場の提供	継続					● 子どもたちが健やかに成長するためには、適切な運動や調和のとれた食事、十分な休養・睡眠など、生活リズムが大切であることを踏まえ、保健指導や育児相談に対応するとともに、生活リズムの大切さをわかりやすく伝える講座やイベントを実施します。	・子育てひろば事業 ・母子保健指導事業		継続	
			72 子どもを望む家庭への情報の提供	継続				● これから子どもを育てたいと考えている家庭に、妊娠・出産・子育てに関する情報や出産・育児経験者との交流の機会を提供します。また、不妊や不妊治療に関する情報の提供に努めます。	・総合的な子育て支援拠点の整備 ・公立保育所運営(保育所運営) ・母子保健指導事業		継続		
			②地域福祉・小児医療体制の充実	73 小児医療体制の整備	継続					● 休日及び平日夜間の小児初期救急診療を継続するとともに、休日・夜間に開設している小児医療機関の情報を提供します。また、身近な地域において日常的な診療や健康管理を担う、かかりつけ医の普及啓発を進めます。	・医科休日急患診療事業 ・歯科休日応急診療事業 ・小児初期救急平日準夜間診療事業 ・乳幼児健康診査事業 ・こんにちは赤ちゃん事業		継続
				74 歯と口の健康づくりの推進	継続				● 歯科健康診査を通じ、乳幼児期から学齢期までの虫歯予防を推進します。また、学校等と協力して、歯と口の健康に対する意識向上に努めます。	・口腔衛生事業 ・小学校歯と口の健康週間啓発事業 ・中学校歯と口の健康週間啓発事業		継続	
				75 予防接種の適正な実施	充実					● 予防接種法に基づき、適正かつ安全な予防接種の実施を進めます。関係機関と連携し接種を勧奨するとともに、保護者の相談に随時対応するなど、情報提供に努めます。	・予防接種事業 ・乳幼児健康診査事業		充実
				76 子どもの事故防止策の周知	継続					● 子どもに多い事故やケガの予防策、救急時の適切な対処方法について、健診などを通じ、情報提供に努めます。	・乳幼児健康診査事業		継続
			(2) 家庭における子育てへの支援	①子育てに関する相談・情報提供体制の充実と保護者同士の交流の促進	77 利用者支援事業の充実	継続			● ●	● 子育てに関する相談に対応するとともに、個々の状況に応じ、幼稚園・保育園などの教育・保育施設や子育て支援事業等に関する情報を提供し、必要なサービスにつなぎます。また、子ども家庭支援センターが中心となり、利用者支援事業従事者のための研修や関係機関相互の連携のための体制づくりを進めます。	・子育て支援啓発事業 ・子育てひろば事業 ・公立保育所運営(保育所運営)		継続
					78 子育て情報のわかりやすい提供と市民活動の支援	継続			● ●	● 広報紙やリーフレット、インターネットなどを活用して、子育てに関する情報がわかりやすく届くように工夫するとともに、子育て・子育てに関する情報を収集・発信する市民の活動を支援します。	・子育て支援啓発事業 ・子ども未来センター管理運営事務(子育て支援啓発事業)		継続
79 子育てサークル等への支援	継続					● ●	● 子育てサークルの活動支援や児童館の親子サークル事業を通じて、親子のふれあいや親同士の仲間づくりを促進します。また、既存の子育てサークル等の紹介や情報提供、サークル間の交流を進めることにより、子育てサークル活動が地域の子育て支援活動に発展するよう支援します。	・子育て支援啓発事業 ・子ども未来センター管理運営事務(子育て支援啓発事業) ・児童館民間運営事業	「子育てサークルの育成」の育成という表現に違和感を感じる。「子育てサークルの活性化」などのほうがよいのでは?と思う	継続			
131 (再掲) 子育ての不安を和らげる講座や交流会の開催	継続					● ●	● ノーバディーズ・パーフェクト講座をはじめ、保護者の育児不安やストレスを軽減するための家庭教育講座を開催します。また、多胎児や発達に気になる子どもの保護者、ひとり親家庭などを対象にしたおしゃべり会を定期的に開催し、親同士の交流や情報共有を進め、子育ての不安を和らげます。	・子育て支援啓発事業 ・子ども未来センター管理運営事務(子育て支援啓発事業) ・成人対象事業		継続			
80 子育てひろば事業の拡充	充実						● ●	● 乳幼児を育てている保護者の孤立感や不安感の解消、子どもや保護者同士の交流を促すため、子育てひろばを開設し、育児相談や情報の提供、子育て講座等を行うとともに、関係機関と連携し、課題を抱えた親子を支援します。地域のニーズに対応し、多世代交流や相談対応力等の強化、 常設 の子育てひろばの増設に取り組めます。	・子育てひろば事業		充実		
81 ファミリーフレンド事業(傾聴ボランティア)の取組	継続						● ●	● 身近に親族や知り合いがなく、孤立感や不安感を抱えた乳幼児を育てている家庭をボランティアが訪問し、保護者の話を傾聴し、不安やストレスを和らげます。	・子ども家庭総合相談事業		継続		

施策目標	項目	取組の方向性	取組み項目	方針	取組の特色				取組内容	関連事務事業	(参考)				
					子どもが主体となつて進めることを目指す取組	市民が主体となつて進めることを目指す取組	特に市民と行政が協働して進めることを目指す取組	貧困(示し方は別途検討)に関連する取組			これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部署方針(事業ごとの判断)			
②地域における子育て支援の充実			82 保育園や幼稚園による地域子育て支援事業の推進	継続				●	市立保育園において、子育てひろばと連携した出前保育や相談事業、園庭開放などの地域交流事業を実施します。また、私立保育園や幼稚園が実施する地域子育て支援事業を支援します。	・私立幼稚園指導監督 ・地域子育て支援事業		継続			
			83 一時預かり・緊急一時保育の充実	継続				●	育児に伴う保護者の心理的・身体的負担の軽減など、一時的な保育ニーズに対応するため、一時預かり保育を実施します。また、保護者の病気や出産など、やむを得ない事情による突発的な保育ニーズに対応するため、緊急一時保育を実施します。	・民間保育所運営(一時預かり及び特定保育事業補助金) ・公立保育所運営(一時預かり特定保育事業) ・子ども未来センター管理運営事務(一時預かり事業) ・公立保育所運営(緊急一時保育事業)		継続			
			84 ファミリー・サポート・センター事業による地域の助け合いの促進	継続			●	●	地域の助け合いにより子育て支援を進めるファミリー・サポート・センター事業について、サービス援助内容や利用方法などの広報を充実し、利用を促進するとともに、提供会員の確保と研修の充実に努めます。	ファミリー・サポート・センター事業		継続			
			85 子育て支援員(仮称)の活用	継続			●		小規模保育や一時預かり保育などの子育て支援分野において、育児経験者が活躍することを目的とした「子育て支援員(仮称)」制度の導入を検討します。	・子育てひろば事業 ・子育て支援啓発事業 ・公立保育所運営(保育所運営)	仮称ではない	継続			
			86 ブックスタートやおはなし会の開催	継続			●		市民ボランティアによるブックスタート事業や図書館におけるおはなし会など、絵本や本の読み聞かせを通して、親子のふれあいや子どもの健やかな成長を支援します。	・子育て支援啓発事業 ・子どもの読書活動の推進		継続			
			87 地域資源を活用した子育て関連事業の推進	継続			●		学習等供用施設や自治会集会所において、子育て関連事業を展開することにより、世代間交流を促進します。また、空き店舗等を活用した子育て関連施設の設置を検討します。	・子育てひろば事業 ・学童保育所民間運営事業 ・地域型保育給付事務 ・自治会等への支援事業 ・学習等供用施設管理運営		継続			
			88 子どもや子育て家庭が外出しやすい環境づくり	継続					東京都福祉のまちづくり条例等に基づき、ユニバーサルデザインの公共施設への導入と民間施設への普及・啓発に取り組みます。また、東京都の「赤ちゃん・ふらっと事業」を推進するなど、授乳やおむつ替えができる設備の整備とわかりやすい表示に努めます。	・市有建物の設計・工事施行管理 ・子育て支援啓発事業 ・地域福祉推進事業 ・障害者総合支援法関連事業 ・バリアフリー化推進 ・公園整備事業		継続			
			③子育てに伴う経済的負担の軽減			89 養育費や医療費の助成	継続				●	国や東京都の制度を基本に、中学校修了前の子どもを養育している保護者等に対し、手当の支給や医療費の助成を行います。また、学校管理下の負傷などの医療費を災害共済制度により給付します。	・乳幼児医療費助成事業 ・義務教育就学児医療費助成事業 ・児童手当支給事務 ・児童保健衛生 ・生徒保健衛生		継続
						138 (再掲) 乳幼児の保育料等の負担軽減	見直し・改善				●	各家庭の所得などに応じ、幼児教育・保育施設や学童保育所における保育料の負担を軽減します。また、家庭の所得の状況等に関する基準を設け、保護者が幼児教育・保育施設等に支払う日用品購入や行事参加に要する費用について、助成する制度の導入を検討します。	・学童保育所管理運営 ・私立幼稚園園児補助金交付事務 ・幼稚園就園奨励費 ・入所及び保育料徴収事務(徴収事務) ・認証保育所等利用者負担軽減補助事業		継続
						139 (再掲) 児童・生徒の教育費の負担軽減	継続				●	各家庭の所得などに応じ、小・中学生がいる世帯に、学用品費や学外活動費、学校給食費等を援助します。また、社会福祉協議会などが行っている教育に関する貸付制度の情報を提供します。	・生活保護費・健全育成事業 ・小学校就学援助 ・小学校教育費父母負担軽減補助金 ・中学校就学援助 ・中学校教育費父母負担軽減補助金		継続
						90 出産費用の助成	継続				●	国民健康保険の加入者が出産した際に、出産育児一時金の支給や出産費用の貸付を行います。また、経済的な理由で入院助産を受けられない妊婦に対し、児童福祉法による指定を受けた病院・助産所における出産費用を助成します。	・入院助産支援事業 ・保険付加給付事業(出産育児一時金)		継続
						91 子育て世帯への居住支援	継続				●	市営住宅の入居募集時に、多子世帯向けの募集枠を設けるとともに、東京都や都市再生機構などが行っている子育て世帯向けの優遇制度の情報を提供します。また、民間賃貸住宅を活用した支援についても、調査・研究します。	・市営住宅管理事務 ・都営住宅地元割当等募集		継続
						給食費の負担軽減	新規					●	認定こども園・保育園・新制度幼稚園の利用者との公平の観点から、新制度未移行幼稚園の利用者に補足給付による支援を行う。	実費徴収に係る補足給付事務	

施策目標	項目	取組の方向性	取組み項目	方針	取組の特色				取組内容	関連事務事業	(参考)		
					子どもが主体となつて進めることを目指す取組	市民が主体となつて進めることを目指す取組	特に市と行政が協働して進めることを目指す取組	貧困(示し方は別途検討)に関連する取組			これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部署方針(事業ごとの判断)	
施策目標5 (子育て)と仕事の両立を支援します	①ワーク・ライフ・バランスの推進		92 子育てしやすい職場環境づくりの促進	継続				●	市内の企業に対し、育児や介護のための休暇・休業の取得促進、在宅勤務やフレックスタイム、短時間勤務などの多様な就労形態の導入を働きかけます。また、子育て等と仕事の両立に取り組む企業を顕彰します。	・男女平等参画推進事業(ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業) ・労働関連事務		継続	
			93 働き方の見直しや家事・育児分担などの意識啓発	継続					一人ひとりが意欲を持って働きながら、豊かさを実感して暮らせるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向けた啓発に努めます。また、男女がともに協力し、家庭における役割を担い合うよう、男女平等参画の啓発に努めます。	・男女平等参画推進事業(ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業ほか)		継続	
			94 父親の育児参加の推進	継続						父親対象の育児教室やイクメン講座を開催し、学習機会と交流の場を提供するとともに、父親向けの子育て支援情報を発信します。また、父親の長時間労働の抑制や育児休業の取得促進について、企業や個人に働きかけます。	・男女平等参画推進事業(たちかわ男女平等フォーラムほか) ・子育て支援啓発事業 ・母子保健指導事業(パパママ学級) ・成人対象事業		継続
			95 女性の就労・再就職支援	継続				●	女性が子育て中においても働きやすい環境づくりのために、事業所内保育施設などの自主的な整備を促進します。また、女性の就業・再就職や起業を支援するため、関係機関と連携して、セミナーの開催や情報の提供を行い、技術の取得を支援します。	・男女平等参画推進事業(たちかわ男女平等フォーラムほか) ・労働関連事務 ・施設型給付事務		継続	
	②幼児期の教育・保育サービスの拡充		96 幼児教育・保育の量の確保	継続				●	地域における幼児教育・保育の需要量や施設の配置バランス等を考慮し、必要な施設や事業の量の確保を計画的に進めます。特に、待機児童解消のため、定員枠の拡大を進めるとともに、一時預かり保育のスペースを活用し、短時間就労の保護者も利用可能な定期利用保育を実施します。	・私立幼稚園指導監督 ・認証保育所運営 ・施設型給付事務 ・地域型保育給付事務 ・市立保育園民営化 ・民間保育所運営(定期利用保育事業補助金) ・公立保育所運営(定期利用保育事業)		継続	
			97 働き方に応じた保育サービスの提供	継続				●	子どもの健やかな育ちを前提に、多様な働き方を支援するため、認可保育所において、産休明け保育や延長(時間外)保育を実施します。また、保育時間の延伸や休日・年末保育については、保護者の就労等の状況だけではなく、子どもの心身への負担も考慮して検討します。	・民間保育所運営(延長保育事業補助金) ・公立保育所運営(延長保育事業)		継続	
			98 幼稚園における一時預かり保育の推進	継続				●	幼稚園児の保護者の就労等を支援するため、幼稚園において、通常の教育時間の前後や夏休みなどの長期休業期間中の一時預かり保育を推進します。	・私立幼稚園指導監督 ・幼稚園型一時預かり事業		継続	
			99 病児・病後児保育の拡充	継続				●	市内2か所の病院において、保護者の就労等により看護できない、病気や病気の回復期にある児童を一時的に預かるとともに、定員の弾力化についても検討を進めます。また、ファミリー・サポート・センター事業において、病後児の預かりを継続するとともに、保育園における体調不良児対応事業の検討を進めます。	・病児保育室運営 ・ファミリー・サポート・センター事業		継続	
			100 育児休業明け入園予約の拡充	継続						育児休業の取得を促進するために、育児休業明けの乳幼児が年度の途中からでも入園が可能となるよう、入園予約制度の実施箇所の拡大を進めます。	・入所及び保育料徴収事務(入所事務)		継続
			101 幼稚園・保育園等の連携	継続						幼児教育・保育を充実させるため、合同研修や交流保育などによる幼稚園や保育園等の連携を進めます。また、認定こども園移行も視野に入れ、幼稚園・保育園等が特性を生かしながら、多様な教育・保育サービスを柔軟に提供できるよう支援します。	・私立幼稚園指導監督 ・施設型給付事務 ・公立保育所運営(保育所運営)		継続
			102 幼児教育・保育の質の向上	継続						幼稚園教育要領に基づく教育活動や保育所保育指針に基づく保育内容の質を向上させるため、幼稚園教諭や保育士の研修等の取組を進めます。また、自己評価や第三者評価の導入を推進し、評価に基づく改善に取り組めます。	・私立幼稚園指導監督 ・施設型給付事務 ・公立保育所運営(保育所運営)		継続
			③放課後に保護者が不在の児童に対する生活の場の提供		103 学童保育所事業の推進	継続				●	保護者が放課後不在の小学生に遊びと生活の場を提供するため、学校の余裕教室や空き店舗を活用した学童保育所の整備を進め、待機児童の解消を目指します。また、指導員の資質の向上や保育内容の充実に努めます。	・学童保育所管理運営 ・学童保育所民間運営事業	
	104 サマー学童保育所や児童館ランドセル来館の実施	継続						●	長期休業中の学童の待機児童対策として、サマー学童保育所や期間限定の定員の弾力化に取り組みます。また、学童保育所を補完する事業として、児童館ランドセル来館を拡充するとともに、放課後子ども教室との連携についても検討します。	・学童保育所管理運営 ・学童保育所民間運営事業 ・児童館民間運営事業 ・放課後居場所づくり事業		継続	
	105 放課後子ども総合プランの推進	継続						●	すべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や教育と福祉の連携方策等を検討するとともに、学童保育所及び放課後子ども教室について、連携や一体的な取組を視野に入れ、計画的に整備します。	・学童保育所管理運営 ・児童館民間運営事業 ・放課後居場所づくり事業		継続	

施策目標	項目	取組の方向性	取組み項目	方針	取組の特色				取組内容	関連事務事業	(参考)				
					子どもが主体となつて進めることを目指す取組	市民が主体となつて進めることを目指す取組	特に市民と行政が協働して進めることを目指す取組	貧困(示し方は別途検討)に関連する取組			これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部署方針(事業ごとの判断)			
施策目標6 配慮を必要とする子どもや家庭を支援します	(1) 途切れない成長支援	①発達に課題がある子どもとその家庭の支援環境の整備	106 早期の気づきから支援につなげるしくみづくり	充実					発達が気になるにおいて支援や配慮が必要な乳幼児を早期に支援し、保護者の育児不安に対応するため、乳幼児健康診査や5歳児相談などにおいて、早期の気づきに向けた取組を強化するとともに、療育施設や医療機関等と連携し、必要な支援につなげます。また、多様な障害や発達の状態に応じて、適切な情報ができるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> 総合発達相談事業 乳幼児健康診査事業 教育相談 就学相談 	障害をはっきりしないグレーの子達への対応が欠けている。どの子どもでも自分に合う学び方が選べるような支援が必要。	充実			
			107 相談の専門性の強化と身近な相談場所の確保	継続					発達相談窓口臨床発達心理士などの専門職を配置し、専門性を高めます。また、子育てひろばや保育園等が、身近で気軽な相談や情報提供の場として機能するよう、職員のスキルアップに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 総合発達相談事業(巡回相談) 子育てひろば事業 公立保育所運営(保育所運営) 心身障害児通園施設管理運営 		継続			
			108 発達支援親子グループ事業の拡充 実施	継続						発達が気になるにおいて支援や配慮が必要な1～5歳児を対象とした発達支援親子グループ事業を実施し、親と子の遊びを通して、子どもの発達や特性についての理解を深め、成長を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 総合発達相談事業(発達支援親子グループ事業) 		継続		
			109 ドリーム学園の機能強化	継続						ドリーム学園においては、発達の遅れや障害を持つにおいて支援や配慮が必要な2～5歳児を対象に、通園による療育を行うとともに、地域の保育園等を対象とした研修を通じて、専門的な知識や技術を提供します。また、通園事業のあり方や保護者の負担を軽減するため、一時預かりなどの取組についても検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 心身障害児通園施設管理運営 		継続		
			110 幼稚園・保育園等への巡回相談と専門研修の実施	継続						子どもの発達に関する専門家が幼稚園や保育園等を巡回し、発達が気になる子どもの集団における生活について、現場において指導・助言するとともに、発達障害などの専門的な研修や事例検討会を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 総合発達相談事業 学童保育所管理運営 学童保育所民間運営事業 私立幼稚園指導監督 施設型給付事務 公立保育所運営(保育所運営) 		継続		
			44 (再掲) 特別支援教育における相談体制の強化	継続						丁寧な就学相談を実施するとともに、巡回相談や専門家の派遣を通して、学校に対する指導・助言や保護者への相談対応・支援を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育の推進 就学相談 教育相談 		継続		
			111 地域における成長支援に向けた啓発	充実						保護者や支援者、一般市民が支援を必要とする子どもたちへの理解を深め、地域において支えていくことができるように、発達に課題がある子どもの特徴性や理解などに関する啓発に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 総合発達相談事業 子ども・若者自立支援ネットワーク事業 教育相談 特別支援教育の推進 成人対象事業 	全市的な障害や発達デコボコに対する理解を促す啓発(その家庭だけでなく)	継続/充実		
			112 (仮称) 発達支援計画の策定推進	廃止						乳幼児期における早期の気づきから、学齢期における支援のあり方、療育施設や医療機関等との連携のあり方などの検討を進め、(仮称)発達支援計画を策定し、発達に課題がある子どもとその家庭に対する一貫性と継続性がある支援のしくみづくりを目指します。	総合発達相談事業		充実		
			②障害を抱える子どもとその家庭への支援			113 障害を抱える子どもとその家庭への生活支援・経済的支援	充実				● 障害を抱える子どもとその家庭に対し、通所介護(デイサービス)やショートステイ、ホームヘルプなどの障害福祉サービスを提供し、日常生活を支援します。また、手当や医療費の助成、補装具・日常生活用具の給付により、経済的な支援を行います。また、障害のある子どもや、その保護者が交流できる場を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 東京都子ども医療費助成事業 障害児等育成医療費助成事業 未熟児等養育医療費助成事業 児童育成手当支給事務 児童扶養手当支給事務 障害者ホームヘルパー派遣事業 障害者短期入所事業 手当等支給事業 東京都医療費助成事業 補装具等給付事業 	障害を抱える子ども(病弱児含む)のきょうだい支援: 障害を抱える子どものきょうだいが交流できる場をつくる	充実	
						114 保育園や幼稚園等における一人ひとりに配慮した保育や学びの提供	継続					保育園や幼稚園において、保育士等の加配などにより、障害を抱える乳幼児の受入に取り組み、一人ひとりに配慮した保育や学びを提供します。また、学童保育所においても、引き続き、障害を抱える児童の受入に取り組みとともに、総合福祉センター学童保育所においては、一人ひとりの成長に合わせた自立への支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 学童保育所管理運営 学童保育所民間運営事業 私立幼稚園指導監督 施設型給付事務 公立保育所運営(保育所運営) 		継続
						115 障害を抱える小・中学生の教育費の軽減	継続					● 特別支援学級等に在籍する小・中学生の保護者に対して、それぞれの認定区分に応じ、学用品や通学費等の教育費の一部を支給し、経済的な負担を軽減します。	<ul style="list-style-type: none"> 小学校就学奨励 中学校就学奨励 		継続
						116 障害を抱える子どもの余暇活動や交流機会の提供	継続						障害を抱える子どもに、放課後や休日、長期休暇におけるリクリエーションやスポーツ等の機会を提供します。また、地域において、障害があるなしに関わらず、子ども同士や市民と気軽に交流できる機会を拡充し、ノーマライゼーションの意識の醸成を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいの広場運営事業 各種スポーツ関連教室の開催 障害者対象事業 	

施策目標	項目	取組の方向性	取組み項目	方針	取組の特色			取組内容	関連事務事業	(参考)																																														
					子どもが主体となつて進めることを目指す取組	市民が主体となつて進めることを目指す取組	特に市と行政が協働して進めることを目指す取組			貧困(示し方は別途検討)に関連する取組	これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部署方針(事業ごとの判断)																																												
③関係機関の連携による継続的な相談・支援体制の確立	117	サポートファイルの作成活用	充実	充実				特別な支援発達において支援や配慮が必要な子どもを対象に、継続的な情報共有と適切な支援の提供を目的として、乳幼児期から青年期までの成長の様子や相談、支援などを記録する「サポートファイル」の導入を検討し活用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 総合発達相談事業 教育相談 特別支援教育の推進 就学相談 		充実																																													
												118	就学前から就学後までの情報共有のしくみづくり	継続				就学支援シートや保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録等の活用を進め、特別な支援が必要な児童について、保育園・幼稚園等と小学校との情報共有と連携を強化します。また、小学校から中学校への円滑な引継ぎのしくみを検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育の推進 就学相談 私立幼稚園指導監督 施設型給付事務 公立保育所運営(保育所運営) 		継続																																			
																						119	幼稚園教諭・保育士・学校教員の相互理解と連携	継続				幼稚園教諭・保育士・学校教員を対象に、発達障害等に対する適切な支援に関して、知識・技能を共有するための合同研修や事例研究の機会を設け、幼・保・小の相互理解と連携を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 学童保育所管理運営 学童保育所民間運営事業 私立幼稚園指導監督 施設型給付事務 公立保育所運営(保育所運営) 教育研究事務 特別支援教育の推進 教育相談 		継続																									
	④困難を抱える若者の自立支援	120	子ども・若者自立支援ネットワークの運営	継続				保健・医療・福祉・教育・雇用の関係機関によるネットワークを構築し、ニートやひきこもりなど、社会生活を営む上で困難を抱える若者を必要な支援につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・若者自立支援ネットワーク事業 若年者就業支援事業 障害者生活支援事業 生活保護費・自立促進事業 生活困窮者自立支援事業 			継続																																												
													121	若年者の就業支援	継続			若年者(概ね15歳~40歳未満)を対象に、就業に関する情報の提供や職業相談、セミナーの開設、職場体験などの支援を通じ、職業的な自立につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> 若年者就業支援事業 生活保護費・自立促進事業 生活困窮者自立支援事業 			継続																																		
																							122	フリースペース等の支援	継続			不登校やひきこもりなどの子どもや若者が、自分自身の「居場所」を見出し、多様な活動の場として活用することができるよう、フリースペース等の活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・若者自立支援ネットワーク事業 児童館民間運営事業 	フリースペースでの学習支援の実施、各種奨学金情報等のコーナー設置を追加	継続																									
																																123	ひとり親家庭のための情報提供や相談等の充実	継続			ひとり親家庭に対して、利用可能な制度や支援の情報を提供するとともに、母子・父子自立支援員が関係機関と連携し、生活や就業、子どもの教育、福祉資金の貸付などの総合的な相談に対応します。また、DV被害の早期発見と早期対応を進めるため、関連する相談窓口が連携し情報を共有するとともに、保護が必要な母子等については、母子生活支援施設において速やかに保護します。	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等参画推進事業(カウンセリング相談事業ほか) 母子及び父子・女性福祉資金貸付事業 母子家庭等就業支援事業 母子生活支援施設事業 母子緊急一時保護事業 		継続																
	(2)特別な配慮を必要とする家庭への支援	①ひとり親家庭の自立に向けた支援	ひとり親家庭のための情報提供や相談等の充実	継続				市内に居住し、幼稚園や保育園などを利用していないひとり親家庭等について、3-4か月に1回の訪問により継続して見守るとともに、子育てに役立つ情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭ホームヘルプ事業 母子生活支援施設事業 母子緊急一時保護事業 			継続																																												
													124	孤立傾向にあるひとり親家庭等の見守り支援	継続			家事・育児援助が必要なひとり親家庭に、ホームヘルパーを派遣し、自立に向け日常生活を支援します。また、子どもの養育が困難な母子家庭等については、母子生活支援施設への入所により、生活を支援し自立を促します。	<ul style="list-style-type: none"> 児童育成手当支給事務 児童扶養手当支給事務 ひとり親家庭等医療費助成事業 母子及び父子・女性福祉資金貸付事業 		継続																																			
																						125	子育て・生活支援によるひとり親家庭等の自立促進	継続			児童扶養手当や児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成、母子及び父子・女性福祉資金の貸付などを通じ、ひとり親家庭等を経済的に支援します。また、水道・下水道料金の減免やJR定期券の割引など、関係機関・団体の制度等についても周知に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅管理事務 私立幼稚園園児補助金交付事務 幼稚園就園奨励費 入所及び保育料徴収事務(徴収事務) 		継続																										
126																															ひとり親家庭等に対する経済的な支援	継続			子ども・子育て支援新制度に移行した幼児期の教育・保育施設等の保育料、私立幼稚園園児補助金、市営住宅使用料の算定にあたり、非婚のひとり親家庭に対し、寡婦(夫)控除のみなし適用します。	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等就業支援事業 		継続																		
																																							127	寡婦(夫)控除のみなし適用	継続			離婚等に伴う養育費については、子どもの利益が優先され、適切に確保されるよう、母子・父子自立支援員が助言するとともに、東京都ひとり親家庭支援センター「はあと」や法テラスなどの相談窓口を紹介するなど、養育費のしくみに関する周知・啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等就業支援事業 		継続									
																																																128	離婚等に伴う養育費確保の推進	継続			高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の支給により、職業訓練・資格取得を促進するとともに、母子・父子自立支援員が相談者一人ひとりの自立支援プログラムを作成し、ハローワークと連携して、自立に向けた就業を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等就業支援事業 		継続
130	母子寡婦福祉団体との連携	継続									継続																																													

施策目標	項目	取組の方向性	取組み項目	方針	取組の特色			取組内容	関連事務事業	これまでに夢たち会議で頂いた意見	(参考)		
					子どもが主体となつて進めることを目指す取組	市民が主体となつて進めることを目指す取組	特に市と行政が協働して進めることを目指す取組					貧困(示し方は別途検討)に関連する取組	
②子どもの養育が困難な家庭の支援			6 (再掲) 子ども支援ネットワークによる虐待防止・早期発見	継続			●	子ども支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を活用し、幼稚園や保育園、児童館、学童保育所、小・中学校、医療機関などの関係機関のほか、民生委員・児童委員や保護司など、地域において活動している方々と連携して情報の共有に努めます。また、家庭訪問などの見守りを通して、児童虐待の防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。	・子ども家庭総合相談事業		継続		
			79 (再掲) 子育てサークル等の育成への支援	継続		●	●	子育てサークルの活動支援や児童館の親子サークル事業を通じて、親子のふれあいや親同士の仲間づくりを促進します。また、既存の子育てサークル等の紹介や情報提供、サークル間の交流を進めることにより、子育てサークル活動が地域の子育て支援活動に発展するよう支援します。	・子育て支援啓発事業 ・子ども未来センター管理運営事務(子育て支援啓発事業) ・児童館民間運営事業		継続		
			131 子育ての不安を和らげる講座や交流会の開催	継続		●	●	●	ノーバディーズ・パーフェクト講座をはじめ、保護者の育児不安やストレスを軽減するための家庭教育講座を開催します。また、多胎児や発達に気になる子どもの保護者、ひとり親家庭などを対象にしたおしゃべり会を定期的に開催し、親同士の交流や情報共有を進め、子育ての不安を和らげます。	・子育て支援啓発事業 ・子ども未来センター管理運営事務(子育て支援啓発事業) ・成人対象事業		継続	
			132 支援が必要な家庭の早期把握と関連課等の連携	継続		●	●	●	●	乳幼児健診や小・中学校入学など、子どもや保護者と接する機会を活用し、支援が必要な家庭の早期把握に努めるとともに、関連課や関係機関が情報を共有し連携することにより、見守りや必要な支援につなげます。	・子ども家庭総合相談事業 ・乳幼児健康診査事業 ・保健師地区活動 ・就学児健診事業 ・就学相談 ・教育相談		継続
			133 所在が確認できない子どもへの対応	継続		●	●	●	●	住民登録があるにもかかわらず、乳幼児健診の受診や学校等への就学等が確認できず、訪問によっても所在が確認できない子どもについて、子ども支援ネットワークをの活用し、東京 出入国在留管理局 入国管理庁に出入国を確認するとともに、ほか、他の区市町村や児童相談所等とも情報を共有し、所在の確認に努めます。	・ひとり親家庭等見守り支援事業 ・子ども家庭総合相談事業 ・乳幼児健康診査事業 ・保健師地区活動 ・学校運営支援事務		継続
			134 養育支援訪問による支援	継続		●	●	●	●	さまざまな要因により、養育支援が特に必要であると判断した家庭を保健師等が訪問し、専門的相談支援を行うとともに、必要に応じ、養育支援計画を作成し、育児・家事援助のためのヘルパーを派遣します。	・養育支援訪問事業		継続
			135 子どもショートステイ事業による保護者の負担軽減	継続		●	●	●	●	入院や仕事、育児疲れなどの理由により、保護者が一時的に子どもを養育できない場合、児童養護施設において一時的に子どもを預かり、宿泊や食事を提供することによって、子育てによる保護者の身体的・精神的な負担を軽減します。	・子どもショートステイ事業		継続
			136 養育家庭や児童養護施設等の支援	継続		●	●	●	●	さまざまな理由により、家庭で暮らすことができない子どもを養育する養育家庭(里親)や児童養護施設、フレンドホームの現状を市民に周知するため、東京都による交流・情報交換の場づくりや相談・支援体制の整備、養育家庭の募集を支援します。	・子ども家庭総合相談事業		継続
			137 経済的に困窮している家庭の子どもに対する支援の検討	継続		●	●	●	●	経済的に困窮している家庭の子どもに対する支援の検討経済的に困窮している子どもに対し、生活支援や学習支援、居場所づくりなど、効果的な支援のあり方について検討します。	・生活保護費・自立促進事業 ・生活困窮者自立支援事業 ・子ども家庭総合相談事業 ・子ども・若者自立支援ネットワーク事業 ・教育事業事務(スクールソーシャルワーカー活用事業)		継続
			138 乳幼児の保育料等の負担軽減	充実		●	●	●	●	各家庭の所得などに応じ、幼児教育・保育施設や学童保育所における保育料の負担を軽減します。また、家庭の所得の状況等に関する基準を設け、保護者が幼児教育・保育施設等に支払う日用品購入や行事参加に要する費用について、助成する制度の導入を検討します。	・学童保育所管理運営 ・私立幼稚園園児補助金交付事務 ・ 幼稚園就園奨励費 ・入所及び保育料徴収事務(徴収事務) ・認証保育所等利用者負担軽減補助事業		充実
			139 児童・生徒の教育費の負担軽減	継続		●	●	●	●	各家庭の所得などに応じ、小・中学生がいる世帯に、学用品費や学外活動費、学校給食費等を援助します。また、社会福祉協議会などが行っている教育に関する貸付制度の情報を提供します。	・生活保護費・健全育成事業 ・小学校就学援助 ・小学校教育費父母負担軽減補助金 ・中学校就学援助 ・中学校教育費父母負担軽減補助金		継続
			90 (再掲) 出産費用の助成	継続		●	●	●	●	国民健康保険の加入者が出産した際に、出産育児一時金の支給や出産費用の貸付を行います。また、経済的な理由で入院助産を受けられない妊婦に対し、児童福祉法による指定を受けた病院・助産所における出産費用を助成します。	・入院助産支援事業 ・保険付加給付事業(出産育児一時金)		継続
			140 帰国又は外国人の児童・生徒に対する就学支援	充実		●	●	●	●	帰国や外国人の児童・生徒のうち、日本語の理解が十分でない子どもたちのために、通訳協力員を配置し、授業の通訳や学校・家庭間の連絡書類の翻訳等を行いますとともに、関係機関と連携してさらなる学習支援を検討します。また、外国人学校に通学する外国籍の子どもを保護者を対象に、授業料等の補助金を交付します。 さらに、外国人の児童・生徒の学習支援を、関係機関と連携しながら検討します。(すでに着手している場合には文面変更)	・教育事業事務(教育支援事業) ・外国人学校就学児補助事業	就学支援だけでなく交流できる場、悩みを口に出せる場をつくる、合わせて学習支援にもつなげる	充実

施策目標	項目	取組の方向性	取組み項目	方針	取組の特色				取組内容	関連事務事業	(参考) これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部署 方針 (事業ごとの判断)
					子どもが主体となつて進めることを目指す取組	市民が主体となつて進めることを目指す取組	特に市民と行政が協働して進めることを目指す取組	貧困(示し方は別途検討)に関連する取組				
施策目標7 地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します	(1)協働による事業の推進	①子育て・子育て支援のための人材育成	141 地域の子育て支援者の育成	継続	●	●		子育て・子育て支援に関する講座や研修等を開催し、地域の子育て支援者の育成とスキルアップに取り組みます。特に、シニア世代や育児経験者が知恵や経験を生かし、地域で活躍できるよう、情報提供や人材育成等を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・夢育て・たちかわ子ども21プランの推進(事業実施関連) ・子育て支援啓発事業 ・子ども未来センター管理運営事務(子育て支援啓発事業) ・子ども未来センター管理運営事務(市民活動機能) ・市民活動センター事業 ・成人対象事業 ・生涯学習市民リーダー登録制度事務 	元気な高齢者がたくさんいらっしゃる。例えばシルバー人材センターに登録されている方を子育てで応援員として活用できないか。	継続	
			142 地域を担う青少年の育成活動の支援	継続	●	●		将来の地域を担う人材の育成として、年少リーダーからジュニア・リーダー、青年リーダー、育成者・指導者へ導く、子ども会連合会による育成活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・少年団体リーダー研修事業 ・青少年活動奨励事業 		継続	
			143 青少年の地域活動への参加促進	継続	●	●		地域行事やボランティア活動などに、高校生や大学生が参画しやすい環境づくりを進めます。また、地域と連携して、中学生・高校生によるジュニア・リーダー団体の自主運営を支援するとともに、地域において活躍できる機会の拡充に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年活動奨励事業 ・子ども対象事業 		継続	
			79 (再掲) 子育てサークル等の育成への支援	継続			●		子育てサークルの活動支援や児童館の親子サークル事業を通じて、親子のふれあいや親同士の仲間づくりを促進します。また、既存の子育てサークル等の紹介や情報提供、サークル間の交流を進めることにより、子育てサークル活動が地域の子育て支援活動に発展するよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援啓発事業 ・子ども未来センター管理運営事務(子育て支援啓発事業) ・児童館民間運営事業 		継続
		②地域に根差した子育て・子育て支援活動とネットワークづくり	144 ウドら夢たち基金との連携(仮称)たちかわ子ども21基金の立上げ・運営の支援	新規	●			市内の子どもたちの夢をかたちにする事業等に、連携して取り組みます。—(仮称)たちかわ子ども21基金について、そのあり方や運営方法など、市民団体による検討を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・夢育て・たちかわ子ども21プランの推進(事業実施関連) 		新規	
		145 多様な事業主体の連携による子育て・子育て支援	継続			●		地域が主体となった子育て・子育て支援を促進し、子どもの育ちを支えるという意識を高めます。また、企業や大学等の民間組織、地域の市民と連携し、地域の特性を生かした子育て支援の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・夢育て・たちかわ子ども21プランの推進(事業実施関連) ・子育て支援啓発事業 ・男女平等参画推進事業(たちかわ男女平等フォーラムほか) ・商店街活性化モデル事業 ・市民活動センター事業 ・子ども未来センター管理運営事務(市民活動機能) 		継続	
		54 (再掲) 地域ボランティアの活用	継続	●	●	●		学校において地域の教育力を生かすため、保護者や地域の中から学校支援ボランティアを募り、生活や学習の支援、部活動の指導、環境整備、登下校時の見守りなどにおける活用を進めます。また、ボランティアの育成・登録や学校との調整など、活用のしくみづくりを進めるとともに、 <u>放課後児童クラブと学校との連携を強化します。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ボランティア等活用 ・教育事業事務(中学校部活動支援事業、教育支援事業) ・学校支援ボランティア事業 ・生涯学習市民リーダー登録制度事務 		継続	
		55 (再掲) 大学と連携した学校支援	継続			●		学校において、大学生の活力と行動力を生かすため、近隣の大学と連携した学生インターンシップ事業を拡充するとともに、学生ボランティアによる学習支援や心理学・教育学専攻の大学院生による相談支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育事業事務(教育支援事業) ・ハートフルフレンド 		継続	
		146 子育て・子育て支援団体の活動情報の収集と発信	継続			●		子育て・子育てに関わるグループや団体の活動情報を収集し、既存団体や活動に参加したい市民等に提供します。また、ウェブサイトなどによる団体間の情報の流通や発信のための基盤の整備を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・夢育て・たちかわ子ども21プランの推進(事業実施関連) ・子育て支援啓発事業 ・市民活動センター事業 ・社会教育団体登録制度事務 		継続	
		147 子育て・子育て支援団体のネットワーク化に向けた支援	継続			●		子育て・子育てに関わるグループや団体が交流する機会を設け、活動のネットワーク化を支援し、団体間の支援・連携、経験やノウハウの共有・活用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・夢育て・たちかわ子ども21プランの推進(事業実施関連) ・子育て支援啓発事業 ・市民活動センター事業 ・子ども未来センター管理運営事務(市民活動機能) 		継続	
施策目標7 地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します	(1)協働による事業の推進	①ワーク・ライフ・バランスの推進を行います	92 子育てしやすい職場環境づくりの促進	継続			●	市内の企業に対し、育児や介護のための休暇・休業の取得促進、在宅勤務やフレックスタイム、短時間勤務などの多様な就労形態の導入を働きかけます。また、子育て等と仕事の両立に取り組む企業を顕彰します。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画推進事業(ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業) ・労働関連事務 		継続	
			93 働き方の見直しや家事・育児分担などの意識啓発	継続				一人ひとりが意欲を持って働きながら、豊かさを実感して暮らせるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向けた啓発に努めます。また、男女がともに協力し、家庭における役割を担い合うよう、男女平等参画の啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画推進事業(ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業ほか) 		継続	
			94 父親の育児参加の推進	継続					父親対象の育児教室やイクメン講座を開催し、学習機会と交流の場を提供するとともに、父親向けの子育て支援情報を発信します。また、父親の長時間労働の抑制や育児休業の取得促進について、企業や個人に働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画推進事業(たちかわ男女平等フォーラムほか) ・子育て支援啓発事業 ・母子保健指導事業(パパママ学級) ・成人対象事業 		継続
			95 女性の就労・再就職支援	継続			●		女性が子育て中においても働きやすい環境づくりのために、事業所内保育施設などの自主的な整備を促進します。また、女性の就業・再就職や起業を支援するため、関係機関と連携して、セミナーの開催や情報の提供を行い、技術の取得を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画推進事業(たちかわ男女平等フォーラムほか) ・労働関連事務 ・施設型給付事務 		継続

施策目標	項目	取組の方向性	取組み項目	方針	取組の特色			取組内容	関連事務事業	(参考)	
					子どもが主体となつて進めることを目指す取組	市民が主体となつて進めることを目指す取組	特に市民と行政が協働して進めることを目指す取組			貧困(示し方は別途検討)に関連する取組	これまでに夢たち会議で頂いた意見
施策目標5 (子育て)と仕事の両立を支援します	(1) 保育施設の量と質の確保	①保育施設の量と質の確保を行います	96 幼児教育・保育の量の確保	継続				地域における幼児教育・保育の需要量や施設の配置バランス等を考慮し、必要な施設や事業の量の確保を計画的に進めます。特に、待機児童解消のため、定員枠の拡大を進めるとともに、一時預かり保育のスペースを活用し、短時間就労の保護者も利用可能な定期利用保育を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園指導監督 ・認証保育所運営 ・施設型給付事務 ・地域型保育給付事務 ・市立保育園民営化 ・民間保育所運営(定期利用保育事業補助金) ・公立保育所運営(定期利用保育事業) 		継続
			100 育児休業明け入園予約の拡充	継続				育児休業の取得を促進するために、育児休業明けの乳幼児が年度の途中からでも入園が可能となるよう、入園予約制度の実施箇所の拡大を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・入所及び保育料徴収事務(入所事務) 		継続
			102 幼児教育・保育の質の向上	継続				幼稚園教育要領に基づく教育活動や保育所保育指針に基づく保育内容の質を向上させるため、幼稚園教諭や保育士の研修等の取組を進めます。また、自己評価や第三者評価の導入を推進し、評価に基づく改善に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園指導監督 ・施設型給付事務 ・公立保育所運営(保育所運営) 		継続
	(2) 学童保育所の量と質の確保	②学童保育所の量と質の確保を行います	103 学童保育所事業の推進	継続				保護者が放課後不在の小中学生に遊びと生活の場を提供するため、学校の余裕教室や空き店舗を活用した学童保育所の整備を進め、待機児童の解消を目指します。また、指導員の資質の向上や保育内容の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育所管理運営 ・学童保育所民間運営事業 		継続
			104 サマー学童保育所や児童館ランドセル来館の実施	継続				長期休業中の学童の待機児童対策として、サマー学童保育所や期間限定の定員の弾力化に取り組みます。また、学童保育所を補完する事業として、児童館ランドセル来館を拡充するとともに、放課後子ども教室との連携についても検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育所管理運営 ・学童保育所民間運営事業 ・児童館民間運営事業 ・放課後居場所づくり事業 		継続
			105 放課後子ども総合プランの推進	継続				すべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や教育と福祉の連携方策等を検討するとともに、学童保育所及び放課後子ども教室について、連携や一体的な取組を視野に入れ、計画的に整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育所管理運営 ・児童館民間運営事業 ・放課後居場所づくり事業 		継続
	(3) 保育サービスの推進	③保育サービスの推進を行います	97 働き方に応じた保育サービスの提供	継続				子どもの健やかな育ちを前提に、多様な働き方を支援するため、認可保育所において、産休明け保育や延長(時間外)保育を実施します。また、保育時間の延伸や休日・年末保育については、保護者の就労等の状況だけではなく、子どもの心身への負担も考慮して検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・民間保育所運営(延長保育事業補助金) ・公立保育所運営(延長保育事業) 		継続
			98 幼稚園における一時預かり保育の推進	継続				幼稚園児の保護者の就労等を支援するため、幼稚園において、通常の教育時間の前後や夏休みなどの長期休業期間中の一時預かり保育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園指導監督 ・幼稚園型一時預かり事業 		継続
			99 病児・病後児保育の拡充	継続				市内2か所の病院において、保護者の就労等により看護できない、病気や病気の回復期にある児童を一時的に預かるとともに、定員の弾力化についても検討を進めます。また、ファミリー・サポート・センター事業において、病後児の預かりを継続するとともに、保育園における体調不良児対応事業の検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育室運営 ・ファミリー・サポート・センター事業 		継続
101 幼稚園・保育園等の連携			継続				幼児教育・保育を充実させるため、合同研修や交流保育などによる幼稚園や保育園等の連携を進めます。また、認定こども園移行も視野に入れ、幼稚園・保育園等が特性を生かしながら、多様な教育・保育サービスを柔軟に提供できるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園指導監督 ・施設型給付事務 ・公立保育所運営(保育所運営) 		継続	